

平成 21 年 5 月 31 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18510214
 研究課題名（和文）独立期以降におけるインド農業発展の制度的要因：西ベンガル州の事例
 研究課題名（英文）Institutional Factors for the Growth of Agriculture in India since Independence: The Case of West Bengal.
 研究代表者
 氏名（アルファベット）中里 成章 (NAKAZATO NARIAKI)
 所属機関・所属部局名・職名 東京大学・東洋文化研究所・教授
 研究者番号 30114581

研究成果の概要：インドの農業生産は持続的に成長を続けている。本研究では、制度的要因、つまり土地改革を中心とする一連の農業立法が、農業成長の重要な背景をなしたであろうとの立場から、西ベンガル州を事例にして立法の歴史をほぼ網羅的に調査した。その結果、土地改革が終わる 1955 年までの約 20 年間に、実に 130 件以上の農業関連法案が審議され、しかもその大半が議員提案だったことが明らかになった。この事実は、農業政策の形成過程が従来考えられてきたよりはるかに幅広く深い背景をもつものだったことを示唆している。インドの土地改革は否定的に評価されることが多かったが、本研究によって、より広い文脈の中に置き直して再評価するための資料的な基礎を据えることができたのではないかと考えている。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,400,000	0	1,400,000
2007年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	630,000	4,130,000

研究分野：複合新領域

科研費の分科・細目：地域研究・地域研究

キーワード：南アジア

1. 研究開始当初の背景

インドの経済成長率は最近高い水準で推移し、経済危機で成長率が低下した後も、5%台を維持している。その原因に関して様々な議論があるが、農業生産が順調で、国内市場拡大の下支えになっていることを重視する点については見解が一致している。

それでは、農業生産はなぜ増加し続けているのであろうか。この問題については、「緑

の革命」等の技術的要因から説明する立場と、土地改革等の制度的要因を重視する立場があり、論争になっている。そこで研究史を検討してみると、農業技術の革新とそのインパクトについては、実地調査に基づいた詳細な研究が積み重ねられてきたのに対して、土地改革等に関しては、改革実施当時に主に農業経済学者によって、改革が不十分であるとの批判がなされた後、議論がそれほど進んでい

ないとの印象を受ける。特に、制度改革の評価は、長期的・歴史的な視点からなされる必要があると考えられるが、歴史研究者による土地改革の研究がほとんど行われていないのが特徴的である。

本研究は、以上の点を踏まえて、土地改革を中心に、インド農業の制度的な枠組みがどのように変化したのか、歴史的・時系列的に追跡しようとしたものである。

2. 研究の目的

事例として取り上げたインド・ベンガル州では、1937年に、選挙によって選ばれたインド人民族主義者の州内閣が初めて成立した。この内閣は上層農民（上層ライオット）を支持基盤とするものだったので、18世紀末以来続く植民地的な大土地所有制度（ザミンダリー制）の撤廃を要求する声が高まり、1940年、ザミンダリー制廃止の方向が打ち出された。この流れは、47年にインドとパキスタンが分離して独立し社会が混乱したために一時停滞したが、53年から55年にかけて土地改革法（西ベンガル州地所取得法と西ベンガル州土地改革法）が制定され、ザミンダリー制の廃止が実現した。しかし下層農民である分益小作人（バルガダール）が除外されるなど、この土地改革には不十分な点があったので、改革の試みが続けられ、77年に州政権についたレフトフロントが実施した「オペレーション・バルガ」と呼ばれるバルガダール保護政策によって、一応土地改革が終わったと見なされるにいたった。

西ベンガル州における農業制度の改革の歴史は、大略以上のように要約できるが、しかし実は、制度改革のために行われた法律の制定過程や、法案をめぐる議論について歴史的研究はほとんど行われていない。そこで本研究では次の点を明らかにすることを目指す。

(1) 1937年から1980年ころまでの、農業関連法と法案を網羅的にリストアップし、実証的研究の基盤を整備する。

(2) 農業発展の制度的要因の中では、土地改革、農村金融、農村開発計画の三つに着目し、これら三者の制度設計と意思決定のプロセスを実証的に分析する。

(3) 「緑の革命」による技術革新はアメリカのフォード財団に負うところが大きかったことが知られている。制度改革においても国際的な影響はなかったか、実証的に明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は歴史的研究なので、インド等の図書館・文書館における現地史料調査による研究方法を取った。なお、官僚等とのインタビューを予定していたが、文献が膨大な量にな

ることが判明したので、史料を時系列的に揃えることに集中することとした。具体的には、ベンガル州政府官報（Calcutta Gazette）とベンガル州議会議事録（Assembly Proceedings: Official Report of the (West) Bengal Legislative Assembly）を年代順に閲覧し、法律・法案の原文と議事録の関連する部分を網羅的に収集することを軸に据えて、史料調査を進めた。

3年間の研究期間内に7回現地史料調査を実施した。訪問した図書館と文書館は次の通りである。

- 西ベンガル州政府図書室（Secretariat Library）（コルカタ）
- 西ベンガル州政府土地・地租省図書室（Board of Revenue Library）（コルカタ）
- 西ベンガル州知事官邸記録室（Raj Bhavan Record Room）（コルカタ）
- インド国立図書館（National Library）（コルカタ）
- 西ベンガル州政府公文書館（West Bengal State Archives）（コルカタ）
- ネルー記念図書館（Jawaharlal Nehru Memorial Museum and Library）（ニューデリー）
- インド国立公文書館（National Archives of India）（ニューデリー）
- フォード財団研究センター（Ford Foundation Research Center）（ニューヨーク）
- 世界銀行グループ文書館（World Bank Group Archives）（ニューヨーク）
- ニューヨーク市立図書館（New York Public Library）（ニューヨーク）
- アメリカ合州国国立公文書館（National Archives and Records Administration）（カレッジパーク）

以上の他、アジア経済研究所図書室（千葉県幕張）でも史料調査を行った。また、勤務先の東洋文化研究所が所蔵する州議会議事録のマイクロフィッシュ（1944年まで）も調査した。

4. 研究成果

主な研究成果は次の通りである。

(1) ベンガル州に初めてインド人民族主義者の政府が成立した1937年から、土地改革関連法案の制定が終わった1955年までの間の、法律・法案の原文と議事録の関連する部分をほぼ全て集めることができた。インドの図書館の事情により一部の官報の閲覧ができなかったため、欠けている部分があるが、欠落部分は多くない。

(2) このようにして収集した史料は数千ページに上るため、まだ精査の途中であるが、取りあえず次の諸点を明らかにし、また、新

しい論点を発見することができた。

土地制度、農村金融を初めとする多様な問題について、非常の多くの法案が州議会に提出され審議されている。総数は判明しているだけでおよそ 135 件に達する。しかも、1947 年の分離独立までは、その大部分を議員提案が占めている。主なものについて見ると次のようになる。

- ベンガル借地法 (Bengal Tenancy Act) 改正案(ライオットとザミンダールの関係を規定する基本法の改正): 約 50 件、内議員提案約 40 件。(別表参照)
- 農業者債務者法(Agricultural Debtors Act) 改正案: 12 件、内議員提案 10 件
- 農地譲渡法案 (Alienation of Agricultural Land Bill): (農地を非農業者が取得するのを禁止したり、ライオットがいったん譲渡した土地を買い戻すことができるようにすることを目的とした新規立法): 6 件、内議員提案 4 件
- 地代減免非常法案 (Emergency Rent Reduction/Remission Bill): 4 件、全て議員提案
- 金貸法 (Money Lenders Act) 改正案: 約 11 件、全て議員提案
- 地租公売法 (Land Revenue Sales Act) 改正案(ザミンダールの地所が地租滞納のため公売に付されたとき、ライオットの権利が解消されてしまう規定になっていた。その改正を求めたもの): 8 件、内議員提案 7 件
- ヒンドゥー女性農地権利法案 (Hindu Women's Right to Agricultural Land Bill) (ヒンドゥー女性が農地を相続する際の障害を取り除き、また寡婦を保護するための法案): 4 件、全て議員提案
- バルガダール法 (Bargadars Act [Regulation Bill 等ともいう]) (分益小作人の保護を目的とする法案): 4 件、全て政府提案

以上の他に、土地改革のもう一つのピークをなす「オペレーション・バルガ」の時期(1977 年以降)に関して、重要な政府刊行物 21 点を入手した。その結果、1937 年からおよそ 40 年間の農業関連立法の変遷を跡づけることがほぼ可能になった。

1955 年までの時期について、およそ 135 の法案の提案者を見ると、議員提案者の大半がムスリムだったことが分かる。しかし、印パ分離独立以後、ムスリムの提案者は皆無となる。他方、バルガダール(分益小作人)の保護を目的とする法案は、すべて政府によって提案されている。これらの事実は、東ベンガルのムスリム上層農民の利害を代弁する議員が土地改革にきわめて大きな役割を果た

したことと、及び、印パ独立で彼らが東パキスタンに行ってしまったことが、西ベンガル州の土地改革を遅らせる大きな原因になったこと、この二つを示していると言える。二つのうち前者は通説の確認にすぎないが、印パ分離独立が土地改革に及ぼした影響を及ぼしたかという論点は、これまでまったく議論されてこなかった新しい問題であり、さらに研究を進めていきたいと考えている。

次に、法案の内容を検討してみると、ザミンダールを擁護する趣旨のものもあるが、大部分は、ザミンダールの権利を制限したり、廃止したりする一方で、ライオットの権利を拡大し、確立することを目指すものである。

そうした一般的な傾向の中で注目されるのは、地代の減免や、いったん売却したライオット保有地の買い戻しあるいは無償返却を目的とする、比較的急進的な法案が議員によって繰返し提案されていることである。このことは、ムスリム上層農民の政党とされる農民大衆党や、地主層等のムスリム・エリートを基盤とするムスリム連盟に、社会主義者等の急進的な分子が浸透しつつあったことに照応している。

もう一つ注目されるのは、当時のベンガル農村社会の状況を考えた場合、非常に深く広い社会的含意をもったであろうと思われる提案が随所でなされていることである。例えば、女性の農地の相続権を確立するとか、ライオットの宅地に対する権利を認めさせるとか、ライオット保有地にモスクを建てたり、定期市を設立したりする自由を主張するとかいった趣旨の条項である。宅地を例にとれば、ベンガルでは宅地は 18 世紀以来ザミンダールの所有地とされ、ライオットは高い地代を課されていたから、この提案はライオットのザミンダールからの自立を主張する象徴的な意味を持っていたと捉えることができる。こうした事実は、インドのケースにおいても、土地改革を単に農業経済上の改革と捉えるのでは不十分であることを示唆するものである。人類学、ジェンダー研究、社会学等の視点を取り入れて、複合的な視点から研究を進め、土地改革がもった広く深い意味を、ベンガル農村固有の社会構造に即して、再評価することが求められているのではなからうか。農業生産の増加を単に技術革新に還元するのではなく、より広い歴史的文脈で捉えようとするとき、この視点は重要な意味をもつことになるであろう。

農業関連法案の立法過程の分析はこれまで、農民運動等の社会運動や政治運動と直接的に関連させてなされることが多く、不十分な点を残している。そこで本研究においては、政策の形成プロセスそのものを解明することを目標に掲げたが、十分な史料を収集することができたとは言い難い。しかし、州議会

で白熱した審議が行われたことは、収集した議事録から明らかである。閣議においても、官僚が準備した充実した参考資料に基づいて、突っ込んだ議論が戦わされていたことを示す史料がある。また、土地行政に携わる官僚には優秀なテクノクラートが多く、優れたレポートを残している。つまり、本研究によって、内閣-官僚機構-州議会のレベルにおける政策決定のプロセスを、社会運動や政治運動からは相対的に自立した次元として捉え、分析するための手がかりは得られたと考えられるので、別の角度から史料調査を続けたいと思っている。翻って考えてみると、ザミンダーリー制の撤廃や農民問題は、史上初めて登場した民族主義者の州政府が取り組んだ最も重要な課題であった。政府レベルの意思決定プロセスの研究は、インド・ナショナリズムの理解を深めることにも資するところが大きいであろう。

本研究では、インドの土地改革への国際的な影響を解明することを柱の一つとした。この問題については、冷戦が始まると、アメリカがインドの国内を安定させ反共の砦とするために、ネルーが主導する土地改革を支持したとされてきた。本研究では、この点をさらに掘り下げて明らかにすることができたと考える。

インドの土地改革が実行された 50 年代前半に駐印アメリカ大使だったのはポールズ（在任 1951～53）である。ポールズはかなり急進的なニューディーラーで、トルーマン大統領が掲げたポイント・フォア計画の下で、農村開発計画と並行して土地改革を熱心に推進した。GHQ にあって日本の農地改革で中心的な役割を果たしたラデジンスキーを、インドに呼び寄せたのもポールズであった。リベラル左派の立場からインドの農業政策の策定に直接関ろうとするポールズの基本姿勢は、それまで保守的で慎重だったアメリカのインド政策の大きな転換であった。ネルー首相はこのことに注目し、ポールズの意見に耳を傾けたようである。例えばポールズは、ネルーと長時間議論し、慎重な姿勢を見せるネルーに土地改革を断行する必要性を説いたと国務省に報告している。

他方、フォード財団のニューデリー事務所は、冷戦のために印米外交関係がぎくしゃくする中で、第二の大使館とも言うべき役割を果たしていた。長年にわたりこのニューデリー事務所長を務めたエンスミンガーという人物は、ネルーの厚い信任を得て、計画委員会等の関係省庁と密接な連携を取りながら、フォード財団の資金で農村開発計画を推進したと回想している。

また、UP 州のエタワ県で農村開発計画を実際に指揮したメイヤーというアメリカ人は、ネルーの個人的な支持をバックにして計

画を推進したと書き残している。

インドの土地改革と農村開発は、社会主義やガンディー主義などの複雑な背景の下に推進された政策であり、アメリカの影響を過大評価することは慎まなければならない。しかしネルーが、対外的にはアメリカ批判を繰り返しながら、国内ではアメリカとの接触を維持し、国内利害が錯綜する中で土地改革や農村開発を進めるために、アメリカの力を利用したことは確かなように思われる。ニューデールの影響が残るトルーマン政権時代までは、「社会主義」者ネルーが率いるインドとアメリカが、経済・社会政策において協調する余地が残されていたと見るべきであろう。

別表：ベンガル借地法改正法案一覧（1937-1955）[およその提案年月、法案名、提案者の順に表示]

September 1937, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, Official.

December 1937, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, Jonab Ali Majumdar.

December 1937, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, P. Banerjee.

December 1937, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, Rasik Lal Biswas.

December 1937, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, Abdul Bari.

December 1937, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, Aftab Hosain Joardar.

December 1937, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, Asimuddin Ahmed.

December 1937, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, Atul Chandra Kumar.

December 1937, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, Azhar Ali.

December 1937, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, Giasuddin Ahmed.

December 1937, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, Idris Ahmed Mia.

December 1937, The Bengal Tenancy

(Amendment) Bill, 1937, Md. Israil.

December 1937, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, Mirza Abdul Hafiz.

December 1937, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, Muhammad Abdul Jabbar Palwan.

December 1937, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, Ramizuddin Ahmed.

December 1937, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, Rasik Lal Biswas.

December 1937, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, Sasanka Sekhar Sanyal.

December 1937, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, Shahed Ali.

January 1938, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1938, Maulvi Abu Hossain Sarkar; Manmatha Nath Roy.

March 1938, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1938, Official.

March 1938, The Bengal Tenancy (Second Amendment) Bill, 1938, Official.

July 1938, The Bengal Tenancy (Act) Amendment Bill, 1938, 不明

July 1938, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1938, Charu Chandra Roy.

July 1938, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1938, Dharendra Nath Datta.

July 1938, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1938, Khagendra Nath Das Gupta.

July 1938, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1938, Mirza Abdul Hafiz.

July 1938, The Bengal Tenancy (Temporary Provisions) Bill, 1938, Official.

September 1938, The Bengal Tenancy (Third Amendment) Bill, 1938, Official.

March 1939, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1939, Maulvi Md. Abdul Hakim Vikrampur.

April 1939, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937, Abdul Hakim [再提案]

November 1939, The Bengal Tenancy (Third Amendment) Bill, 1939, Official.

December 1939, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1939, Md. Abdul Hakim Vikrampur.

September 40, The Bengal Tenancy (Fourth Amendment) Bill, 1940, Mirza Abdul Hafiz.

September 1940, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1940, Azhar Ali.

September 1940, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1940, Charu Chandra Roy.

September 1940, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1940, Dharendra Nath Datta.

September 1940, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1940, Khagendra Nath Das Gupta.

September 1940, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1940, Maqbul Husain.

September 1940, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1940, Md. Israil.

April 1941, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1940, Charu Chandra Roy.

April 1941, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1940, Maqbul Husain.

September 1941, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1937. Muhammad Abdul Jabbar Palwan.

March 1942, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1940, Maqbul Husain.

February 1943, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1940, Md. Israil.

November 1943, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1943, S. C. Nandy.

November 1943, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1943, Mohammad Abul Fazl.

June 1945, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1945, Official.

April 1947, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1947, Official.

April 1947, The Bengal State Acquisition and Tenancy Bill, 1947, Official

April 1948, The East Bengal State Acquisition and Tenancy Bill, 1948, Official.

July 1952, The Bengal Tenancy (West Bengal Amendment) Bill, 1952, Official.

January 1953, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1953, Official.

July 1955, The Bengal Tenancy (Amendment) Bill, 1955, Official.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

研究課題に直接関連する論文は、4. で示した新しい論点を盛り込んでまとめるべく準備中である。南アジアに関する論文等としては、次のようなものを発表した。

[雑誌論文](計 5 件)

中里成章「訳注『ラダビノド・パール博士(1886-1967)略伝』、『東洋文化研究所紀要』東京大学、155、171-220 ページ、2009、有

Nariaki Nakazato, 'Harish Chandra Mukherjee: Profile of a "Patriotic" Journalist in an Age of Social Transition', *South Asia* (the Journal of South Asian Studies Association of Australia) 31, 2, 2008, pp. 101-109, 有

中里成章「書評 中島岳志著『パール判事—東京裁判批判と絶対平和主義—』(白水社、2007年)、『アジア経済』49、8、2008、66-72 ページ、有

中里成章「グローバル化とインドーアイデンティティの政治の高まりと転換」、『神奈川大学評論』59、101-109 ページ、2008、無

中里成章「日本軍の南方作戦とインドーベンガルにおける拒絶作戦(1942~43年)を中心に」、『東洋文化研究所紀要』<東京大学>、151、149-218、2007、無

[学会発表](計 3 件)

[海外における研究発表と講演]

Nariaki Nakazato, 'Local Networks and Riot Systems: The Case of the Calcutta Disturbances of August 1946', Human Security in South Asia, 28 November 2007, Department of History, Calcutta University, Kolkata, India.

Nariaki Nakazato, 'Factory Workers and the Calcutta Disturbances of August 1946', International Conference on Labour History, 1-3 November 2006, Delhi University, Delhi, India.

Nariaki Nakazato, 'Harish Chandra Mukherjee: Profile of a "Patriotic" Journalist in an Age of Social Transition', Evening Lecture, 27 August 2007, Visva Bharati University, Santiniketan, West Bengal, India.

[図書](計 2 件)

中里成章、佐藤正哲、水島司、中央公論新社(中公文庫)『世界の歴史14 ムガル帝国から英領インドへ』2009、233-466、678-686 ページ

中里成章、山川出版社、『インドのヒन्दゥーとムスリム』<世界史リブレット71>、2008、90 ページ

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

[その他]

なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

中里 成章 (NAKAZATO NARIAKI)
東京大学・東洋文化研究所・教授
研究者番号: 30114581

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし